

年金ミニ知識

問い合わせ先 戸籍年金係
☎76-2151 内線 222、223

学生納付特例制度申請について

▼令和2年度に「学生納付特例制度」で、保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方は、4月上旬に学生納付特例制度の申請書(はがき形式のもの)を送付します。

引き続き学校へ在学する場合は、申請書に必要事項を記入して返送することにより、令和3年度の申請ができます(学生証の写し、在学証明書の添付は不要です)。

申請書が届かなかった方や、初めて学生納付特例制度の申請をする方、学校を移った方などは、4月以降に窓口で申請が必要です。年金手帳・印鑑・学生証の写しまたは在学証明書を持参し、北見年金事務所または役場戸籍年金係窓口で手続きをしてください。

▼承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

消防庁舎移転に伴うお知らせ

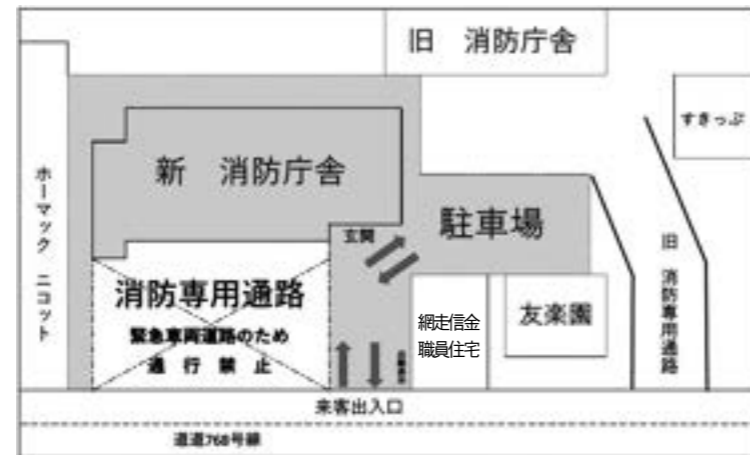
津別消防新庁舎は令和3年3月15日竣工を予定しており、3月19日10時から供用を開始します。119番通報は庁舎移転に関係なく、従来通り美幌消防署通信指令室へ繋がります。庁舎への駆け付け通報は新庁舎となりますのでお間違いのないよう、よろしくお願いします。

また、現庁舎で8時と17時に愛の鐘(音響)を鳴らしていましたが、移設等に多額の費用がかかるため、移転後は、愛の鐘を鳴らさないことといたしますのでご了承願います。

なお、移転後の駐車場は新庁舎の入り口正面向かって右側となります。網走信金職員住宅・友楽園の奥側になり道路からは見えませんのでご注意ください。

出勤に際しましては消防職団員一同、交通安全に十分注意をいたしますが、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189



令和2年 町内火災発生状況及び救急出動状況

《令和2年 町内火災発生状況》

火災件数2件、火災損害額327万5千円
町民ひとりひとりが火の取扱いに注意し、火災のない明るい町にしましょう。

	令和2年	令和元年(平成31年)
火災件数	2件(2件減)	4件
(1)建物火災	1件	3件
(2)車両火災	0件	1件
(3)野火火災	1件	0件
火災損害額	327万5千円(5,398万円減)	5,725万5千円
死傷者	無	無
火災原因	不明1件、ゴミ焼き1件	
その他の消防車出動件数	13件(交通事故、危険物漏洩、風水害他)	

☆全国統一防火標語☆
「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

問い合わせ先 美幌・津別広域事務組合
津別消防署 ☎76-2189



《令和2年 救急出動事故種別内訳》

種別	合計	救急事故種別													
		火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動事故	一般負傷	加害	自損事故	急病	その他			
出動件数	246件	0	0	0	15	3	2	32	0	0	132	60	0	0	2
不搬送件数	17件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	2
搬送人員	234人	0	0	0	20	3	2	32	0	0	117	60	0	0	0
事故種別比率(%)		0	0	0	6.1	1.2	0.8	13.0	0	0	53.7	24.4	0	0	0.8

《令和2年 救急搬送人員の年齢区分及び傷病程度》

種別	年齢区分						傷病程度				
	新生児	乳幼児	少年	成年	高齢者(65歳以上)	計	死亡	重症	中程度	軽症	計
人数	0	6	3	62	163	234	11	42	127	54	234
比率(%)	0	2.6	1.3	26.5	69.7		4.7	17.9	54.3	23.1	

津別交番の新設に伴うお知らせ

令和3年10月をめどに活汲駐在所と津別駐在所を統合し、津別交番としての運用開始を予定しています。

活汲駐在所は廃止となりますが、新しい津別交番には24時間3交替制の勤務員を配置して夜間のパトロール等を強化します。

また、津別駐在所は、建て替え工事に伴い令和3年2月1日から『スポーツ交流館』(下図参照)を仮事務所として業務を行っています。



ご質問等がありましたら美幌警察署または津別駐在所にご連絡ください。

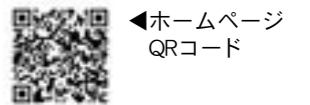
・美幌警察署 ☎72-0110
・津別駐在所 ☎76-2610

津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

令和3年度
第1回

町では、産業、福祉、芸術分野、スポーツ、コミュニティ活動など各分野において地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダーの育成および団体の自主的なまちづくり活動の支援として、人づくり・まちづくり支援事業に採択された事業には補助金を交付しております。応募される方・団体は、下記の要領でお申し込みください。

募集期間 令和3年3月1日(月)～3月25日(木)
応募書類 町ホームページからダウンロード、もしくは、役場住民企画課企画係までお申し出ください。
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/02kurashi/30tetsuzuki/2011-0425-1054-4.html>



◀ホームページ
QRコード

審査会対象事業 4月を予定(申請者による審査委員へのプレゼンテーション形式)
・人づくり活動支援事業…町民が町内外で研修する事業
・まちづくり活動支援事業…町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業

※過去に申請した団体も別事業での申請が可能です。
※採択後の補助金振込先として、申請団体名義の口座が必要です。

補助額 人づくり活動支援事業…補助対象経費の1/2以内(交付限度額:国内8万円、国外20万円)
まちづくり活動支援事業…補助対象経費の総額以内(交付限度額:100万円、下限額5万円)
※本事業補助金交付規則における補助対象外経費のうち、審査委員会で認められ補助対象経費となる場合があります。

事業の採択 役場住民企画課の審査を経て、町民で構成された審査員による審査会を開催し、事業の採択を決定します(採択の可否は後日書にて通知します)。

参考 今年度採択された事業(令和3年1月末現在)
《まちづくり活動支援事業》
・映像で食・ひと・ことプロデュース発信事業
・障がい児の青年期の自分らしい暮らし方を考察し障がい者支援を充実する事業

申請および問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151(内線241)